

## とっとりインターンシップおよびワンデー仕事研究 受入要領（2024年度版）

### 1. 申込について

鳥取県中小企業団体中央会とっとりインターンシップ推進事業（以下、「中央会」という。）で運営する「とっとりインターンシップwebエントリーシステム」にて登録してください。

※「とっとりインターンシップwebエントリーシステム」は、ホームページ <https://www.tottori-internship.net>（“とっとりインターンシップ”で検索）より接続できます。

※登録の際、外国人留学生の受入可否をご入力ください。受入条件がある場合明記してください。

### 2. 登録方法について

登録はホームページのトップページ右上『企業・法人の方はこちら』を押下して企業様向けページに進んでください。画面切り替え後、右上にある『法人新規登録』か画面中央部の『新規登録はこちら』を開き、企業新規登録フォームより新規登録を行い、ID及びパスワードを設定後ログインして、企業情報を入力してください。企業情報入力が完了したら、とっとりインターンシップに実習プログラムを登録する（以下とっとりインターンシップに登録する実習プログラムを「インターンシップ等」という。）前に企業が守るべき注意事項を確認してください。この確認は、年度ごとに1回必要です。確認が完了したら、右上にある『実習を新規作成』をクリックして、登録画面にインターンシップ等の内容を入力してください。

「登録時の諸注意」

#### ■ ID及びパスワードの使用・管理について

- ① 企業・事業所ページへの接続に必要なID及びパスワードは、企業・事業所にて任意に設定してください。
- ② ID及びパスワードは、申し出の無い限り継続するものとします。
- ③ ID及びパスワードは、企業・事業所が自らの責任で使用・管理するものとし、第三者への譲渡、貸与、名義変更、売買又は担保設定等の行為を禁止するものとします。
- ④ 盗難、その他の事情によって第三者がID又はパスワードを不正使用した場合など、企業・事業所の管理が不適切であることによって生じた損害は、全て登録企業・事業所が負担するものとします。

#### ■ プログラム情報の登録管理及び修正

- ① 企業・事業所が記入した自らの会社概要やインターンシップ等のプログラム情報は、登録後中央会にて承認し管理されます。
- ② 登録内容は、企業登録票として公開されます。
- ③ プログラムを登録する際は、実習種別（ワンデー仕事研究、無償型、インターンシップ無償型）を選択して登録してください。
- ④ 「インターンシップ無償型」については、タイプ3の要件\*をすべて満たす必要があります。  
\*「三省合意の改正を受けた令和5年度とっとりインターンシップの実施について」（令和5年3月16日鳥取県インターンシップ推進協議会）4 とっとりインターンシップの対応のタイプ3の要件（14頁）参照。（ホームページの企業・法人向けサイト（『企業・法人の方はこちら』をクリック）の各種書類ダウンロードページに掲載しています）
- ⑤ プログラム登録は、企業・事業所にて実施時期毎に登録をお願いします。複写機能も活用できますので、すでに作成済みのデータを利用して作成いただくこともできます。

「実施時期」

	実 施 時 期	プ ロ グ ラ ム 登 録 受 付
新 緑 期	4月1日から6月30日まで	3月23日から5月20日
夏 期	7月1日から9月30日まで	5月21日から8月31日
秋 冬 期	10月1日から12月31日まで	9月20日から11月20日
春 期	1月1日から3月31日まで	11月21日から2月28日

- ⑥ プログラム情報には、必ず、実施日又は実施時期（概ね2週間以内で設定）を確定して登録をお願いします。
- ⑦ プログラム登録期間途中に企業・事業所が登録情報を追加、変更したときは、中央会へお知らせください。
- ⑧ 登録情報の追加・変更の場合は登録データ入力後、承認申請を行ってください。プログラムの取り消しの場合は中央会へお知らせください。

■企業が守るべき注意事項の確認

新規受入登録時及び毎年新年度の初回登録時には、企業が守るべき注意事項（確認書）を確認してください。

### 3. 受入可否について

対象学生からのエントリーシートを基にマッチングし中央会より連絡します。

対象学生が希望する内容、希望時期等をご確認いただき、企業状況等も踏まえて受入可否をご検討ください。

### 4. 受入決定について

受入可否について中央会にご連絡ください（概ね1週間以内でお願いします）。受け入れ可能な場合は、受入先企業にて「とっとりインターンシップ実施計画書を作成していただき、中央会への提出をお願いします。

### 5. 諸経費について

インターンシップ等の実習中（自宅又は宿泊先と受入先企業との移動時を含む。）の学生本人の傷害、又は、他人への賠償等に備えて、中央会の負担により傷害保険及びに賠償責任保険に加入します。

### 6. インターンシップ等の実施について

#### (1) 「実習前」の書類について

インターンシップ等の円滑な実施を図るため、必要に応じて、受入先企業と所属学校等との間で「覚書」を交わす場合があります。また、参加学生から「誓約書」の提出があります。

#### (2) 「実習中」の書類について

インターンシップ等実施中、学生が「実習日誌」を提出しますので、ご担当者からのアドバイスをお願いします。「実習日誌」は実施当日に学生が持参し、受入先企業にお渡ししますので、学生への指示をお願いします。ワンデー仕事研究の場合は、実習日誌を提出しない場合もありますので、実施時に学生にご確認ください。

#### (3) 「実習後」の書類について

「実習フィードバックシート」「事後アンケート」の記入をお願いしています。ご協力をお願いします。ワンデー仕事研究の場合は、「実習フィードバックシート」の作成は任意としますが、学生が希望する場合は作成にご協力をお願いします。

#### (4) 「実習前」「実習後」の研究会について

「とっとりインターンシップ」では、より充実したインターンシップ等を実施するため、実習前と実習後に研究会を実施します。また、研究会を通じて、受入企業間のネットワークを確立していきます。研究会への参加は任意ですが、ぜひ積極的な参加をお願いします。

### 7. インターンシップ等に参加した学生の個人情報の取り扱い

インターンシップ等に参加した学生の個人情報を、このインターンシップ等の実施に関する目的以外には利用しないでください。ただし、インターンシップ無償型において、「インターンシップに参加した学生の情報を、広報活動や採用活動に活用する」と明示した場合は、内閣府な

どが示す広報活動や採用活動の開始時期以降から使用することができます。必ず、活用の有無、活用内容についても、登録プログラム内に記入しておいてください。

#### 8. 問い合わせ先、書類等の提出先

ご不明な点などございましたら、こちらまでご連絡ください。

〒680-0845 鳥取県鳥取市富安1丁目96番地

鳥取県中小企業団体中央会 とっとりインターンシップ推進事業

専属コーディネーター 代表TEL 0857-26-6671

URL :<https://www.tottori-internship.net> (“とっとりインターンシップ”で検索)

e-mail :[miryoku@chuokai-tottori.or.jp](mailto:miryoku@chuokai-tottori.or.jp) (代表)